

## 明治前半期の義民顕彰運動

——津軽の義民・藤田民次郎を事例にして——

佐藤 公英

本稿の目的は、幕藩体制下の百姓一揆においてその責任を負い処刑された人物が、明治一〇年代から二〇年代前半にかけて、義民として人々に供養され、顕彰されることの意味を考えることである。

明治一〇年代半ばから二〇年代にかけては、「日本史上において、義民顕彰が最も盛んに行われた」<sup>1)</sup>時期と言われるが、この時期の義民顕彰運動を個別的事例の中で具体的に検討した研究の蓄積は少なく、よって当然ながら当該期の義民顕彰運動というものが持っていた意味については明確ではない。ただ、一般的な叙述における、この時期の義民顕彰運動の取り挙げられ方を見つめるに、そこには共通の評価があるように思われる。その共通の評価とは、義民顕彰運動というものが明治一六年八月に当時の自由党员小室信介の編集による『東洋民権百家伝——名日本義人伝』の出版を起爆剤として推進されることによって、その運動が自由民権運動の一環として展開される、或は民権運動を盛り上げるために計画される、という性格を持った運動である、との評価である。<sup>2)</sup>

本稿では、個別的事例を対象にして、顕彰の担い手や当地域における民権運動の特質などについて考え、義民顕彰運動を当該期の政治情勢との関係において促えることを課題にし、右の一般的评价の再検討を試み

た。

対象にする義民は、陸奥国津軽郡弘前領内において文化十(一八三三)年九月二八日に勃発した一揆の責任を負い、ただ一人斬罪に処された民次郎という人物である。津軽藩域においては、これまで確認されている唯一の義民である。<sup>3)</sup>

### ① 明治一四年の義民顕彰計画

明治一四年に民次郎の顕彰計画があったと思われるのは、現在弘前市大字鬼沢に住む小山秀雄氏宅にある『弔藤田民次郎靈建碑有志協議ノ廻文』<sup>4)</sup>(以下「協議ノ廻文」と略す)という史料の日付による。そこには「明治十四年三月」とあり、民次郎の顕彰計画として確認できる最も早い時期のものである。が、まず初めに、この史料が本当に明治一四年に書かれたものであるかを検討せねばならない。この史料は、前述の小山秀雄氏が所蔵しているものであるが、秀雄氏の話によると、そもそもこの史料は秀雄氏の父小山平作氏が保管していたものである、という。小山平作氏と云えば、後述する明治一六年の顕彰計画の発起人の一人<sup>5)</sup>で

あり、この事情との関連からすれば、『協議ノ廻文』が小山宅に保管されている事は不思議ではない。また、『協議ノ廻文』の内容自体にも明治一四年という年代に不自然な文言、表現等も見当らず、差当ってこの史料が明治一四年に書かれたものと見るに不都合な点はないと思われる。以下は、この『協議ノ廻文』が明治一四年三月に書かれたものとして書き進めることにする。

まず、この顕彰計画の中心人物について考察を加えたい。『協議ノ廻文』の最後に「発起人 久保 連」とある。その横に「右同」と四箇所記されているが、名前の挙っているのは一名だけであり、この人物が顕彰計画の中心人物と見てよいようである。はたして「久保 連」とは何者で、どのような立場の人物であるのか。それを調べてみると、久保連氏は神官であり、『協議ノ廻文』執筆時には、鬼沢村に鎮座する鬼神社の社掌を務めていることがわかった。(明治八年九月五日に、社掌を申付けられている)それは、弘前八幡宮古文書の中の『年中留』明治三十一年(1896)に、久保連氏の履歴書が記載されている事により、わかったものである。明治一〇年二月二八日には、「教院設置以後教務上ノ儀ニ付尽力不少奇特ニ付」という理由で青森県神道事務分局に賞与されており、明治一四年二月一〇日には「権少講義ニ補セラル」とある。その他の経歴を一瞥しても、久保氏が教導職に尽力していたことがわかる。

明治に入り、当時のインテリ層でもある神官は、明治政府のイデオロギー政策の一環により、氏子らに対する人民教化の任を負わされていたのであるが、『協議ノ廻文』に、「民次郎将二年齡二十五志操情潔慷慨才智アリ案ヲ下シ筆ヲ執リ遂ニ衆ヲ牽テ弘前ニ至リ」や、「民次郎モ亦万人

ニ代リテ一人死ニ就クヲ榮トス敢テ憂レシ憤ラスシテ從容命ヲ受ケ死ス又何ソ壮ナルヤ烈ナルヤ」などの記述があり、民次郎が万人のために一揆の指導者となり命を捨てた理想的な人物として描かれている事からも鬼沢における「郷土の鑑」として民次郎が紹介されたという状況も想像されるのである。さて、久保連氏は「青森県弘前市大字鷹匠町六十五番戸」に住居を構え、「嘉永六年三月十日生」とあるので、執筆時二十七才であつたことがわかる。

さて、この鬼神社の社掌であつた久保氏が、何故初めての顕彰計画の発起人となつたのであろうか。この疑問を説明するためには、次の事がまず第一に重要な事と思われる。それは顕彰の対象である民次郎の出自が鬼神社と関わりの深い家である、ということであり、また民次郎という義民を生み出すこととなつた文化十(一八一三)年九月二八日の一揆が、鬼神社の祭礼日に起つているなど、一揆発頭地域の民俗性と深く関わっていることである。この事を実証する余裕はここではないが、それらの事実は、『協議ノ廻文』の内容にも間接的に、ある特徴として反映しているように思われる。その特徴とは、藩政時代における為政者側への久保氏の描写が批判的な筆致で描かれていることである。以下にその記述を挙げて見る。

まず、強訴後の民次郎に対する藩主の態度に触れた箇所に「藩主公民次郎ノ不敬ニシテ俄ニ衆ヲ牽テ強願セシヲ怒リ遂ニ獄ニ下シテ斬セシム嗚呼何ソ夫レ悲痛ナルヤ然トイヘ共藩ニ典型アリ之ヲ免ニ由ナシ」とある。後半部分には民次郎の処刑が不可避であつたことが触れられているが、藩主の意志を表現した明快な文言や、「嗚呼何ソ夫レ悲痛ナルヤ」

という執筆者の感想からも、そこに久保連氏の批判的な領主観を読み取ることはできないであろうか。また、当時の幕府・藩の政策であった蝦夷地警固のための徴兵や賦課金により「各村恟然」とし、「其困苦不可言」という状態に追い込んだとする記載や、佐倉惣五郎と民次郎を対比させている箇所で、「抑民次郎ノ靈タルヤ人之ヲ祭ルナリ藩之ヲ慰セス爰ヲ以其冤霊帰スル処ナリ」と、藩側でも民次郎の慰霊をしなければその冤霊は落ち着く所がない、とする記述なども、為政者側への批判的な描写という文脈の上で理解されるであろう。

つまり、このような批判的な描写は、鬼神社に關係の深い民次郎が、藩主により処刑されてからこれまで何ら供養・顕彰されることのなかった事に対する不満の間接的な表われであって、初めての顕彰計画の発起人が鬼神社の社掌であったことは、民次郎と鬼神社との結び付きという事情から第一に説明できると考えるのである。

次に、今回の顕彰計画の時期について考えたい。つまり、明治一四年二月という民次郎が処刑されてから六八年を経過したこの時期に、何故初めての顕彰計画が起ったのか、という事である。やはりそこには、当時全国的に展開されていた自由民権運動の影響があるのだろうか。小室信介の『東洋民権百家伝——名日本義人伝』の初版は明治一六年八月なので、本書の影響は考えられず、又、『協議ノ廻文』にも民権運動を予想させる文言・表現が見当たらないので明確にはその影響がわからない。しかし、明治一四年と言えば青森県においても民権運動の活況期と言われており、運動の中心地であった弘前在住で、しかも当時の有識者層である二十七才の久保氏が民権運動の何らかの影響を受けていたとしてもそ

れほど不思議ではないようにも思える。

ここで、少し青森県における義民顕彰運動と自由民権運動との関連について考えてみたいが、そこで注目したいことは、青森県における自由民権運動が全体として如何なる運動理念を持って展開していたか、という思想的傾向についてである。以下に、青森県の民権運動の中心的存在であった民権結社・共同会の運動理念を端的に表していると思われる記述を挙げてみる。

庸一等は徒らに理論を弄して輕譟の少年を籠絡し、客氣を使ふて以て官府に抗することを喜ぶものにあらざるなり。故に是迄政談演說會を開く數十回に及ぶと雖も未だ曾て法律に触れ停止解散の命を受けたることなし<sup>(9)</sup>。

この記述は、共同会の中心人物であった本多庸一が旧藩主に宛てた陳情書の一部である。この内容は共同会の基本的な思想的傾向を表すに足りるものである。「客氣を使ふて以て官府に抗することを喜ぶ者にあらざるなり」という一文を取って見ても、その立場が決して急進的なものではなかったことが看取できる。また、明治一三年頃の共同会創立の趣意書<sup>(10)</sup>の中でも本多氏は、「共同會は國權を擴張して日本帝國の安全を図り、民権を伸張して生命財産の安全を図るを以て主眼とす」や、「政党は単に主義を以て合ふ者なりと雖、其行動進歩の道に於ては、土地風俗智識の程度によつて、各其の宜きを異にせざるべからず……(中略)……地方の宜しきに従つて進歩を図らんには」と述べ、國權と民権とに同等の意義を認めていること、そして運動方針については、地方はその地方の事情に応じた独自の方針をとるべきだとしている。これらの内容を考え合

せてみても、青森県の民権運動の中心的存在であった共同会の思想的立場は、当時の全国的風潮にとられない独自の考え方を持とうとしていたことがわかる。すなわちその考え方とは、「穩健なる民権自由説」（『青森県総覧』五一頁）であった。そして、この理念は、全国的な風潮が急進的・革命論的傾向を帯びていて、農民闘争に対する態度も好意的であった時期においても、本県においては一貫してたと考えられるのである。つまりこの事は、青森県の自由民権運動を先導した共同会の思想的傾向は、「官府に抗」した百姓一揆の指導者を顕彰しようという立場とは、相容れない傾向を持っていたことを示している。言い換れば、共同会における自由民権運動は、「官府に抗」した人物を顕彰しようという立場での義民顕彰運動とは思想的に結びつく方向性を持ち合わせていなかったものであり、その事は青森県における義民顕彰運動を考える上で重要な事と思われるのである。

今回の顕彰計画は、『協議ノ廻文』が当時の有力家である小山家に保管されていることなどからも、大きな運動が展開したとは考えられず、結局失敗したと考えられるのだが、これまでの検討から今回の明治一四年の顕彰計画の意味を考えてみたい。

今回の顕彰計画は、鬼沢村の鬼神社の社掌久保氏が、鬼神社と縁のあった民次郎が処刑後何ら供養されることなかった事に対する不満を基に、地元の理想的な人物を供養してやろうというものであった。そのような意味で極めて個人的な動機による計画であり、そこには政治的な意図はなかったと思われる。しかし、明治一四年という自由民権運動の活況期に、批判的な藩政観の窺える『協議ノ廻文』による義民顕彰運動を

展開するという事は、発起人の意図を超えた所で政治的な効果を持つ可能性があったのではないかと。言うのは、今回の計画が未然に中止されたことと理由と、二年後の明治一六年、民次郎を顕彰しようという広範な運動が展開された際の計画書の内容が、極めて為政者側に好意的な描写に転回している事を考え合せた時、明治一四年の顕彰計画が、一定の政治的な効果を持つ運動になる事を危惧する人達がいた事を想像させるからである。

## ② 明治一六・二一年の義民顕彰運動

右のように、明治一六年・二一年の顕彰運動、としたのには説明が要るので、まずそれについて触れておきたい。明治一六年に顕彰計画があったと思われるのは、『鬼沢村山口民次郎君慰魂報徳之碑石建立ニ付下調之件々』という史料による。明治二一年のそれは、『義侠山口君之碑』という碑文の「明治廿一年発起人有志輩謹誌併建旆」という文面にその根拠を置いている。そしてこの碑文は、明治一六年に計画された碑石の文面のようである。つまりここで言いたいのは、明治一六年と二一年の顕彰運動はそれぞれ別個に行われたのではなく、一連のものであったということである。

さて、明治一六年の『鬼沢村山口民次郎君慰魂報徳之碑石建立ニ付下調之件々』（以下『下調之件々』と略す）は、現在弘前市大字鬼沢在住の鳴海純三氏の所蔵しているものである。その表紙に「明治一六年二月吉日」とあるが、所持者の鳴海氏から史料が氏に至る経路を伺う限り、こ

の史料が明治一六年に書かれたものである事は間違いないようである。

前回の顕彰計画から約二年、文化十年の一揆からは七〇年を経過した明治一六年に、かなり現実性を持ち、しかも大規模な顕彰計画が企てられた。

ここではまず、(イ)顕彰計画時(明治一六〜二一年)の政治情勢について簡単に触れ、(ロ)顕彰計画の中心人物と『下調之件々』の内容、(ハ)今回の顕彰運動の意味、という順に考えてみたい。

(イ)顕彰計画時(明治一六〜二一年)の政治情勢

『下調之件々』が執筆された直前の明治一六年一月、東奥義塾に対する旧藩主からの補助として一時金一万円が支給されることになり、これを以て補助金の下賜は打ち切りとなった。この打ち切りは、東奥義塾を拠点とした共同会派に対する反民権保守派の政略の成果であった。明治一六年四・五月頃、共同会は、「集会する人も減じ又之に従事する人をも欠くに至つた<sup>(13)</sup>」という理由で解散する。これ以後の状況は、「政界の本城なる弘前は既に斯くの如く沈静に帰した<sup>(14)</sup>」といった状況になるのであるが、「唯官僚系は知事、郡長戸長、惣代等の尻押があり、運動費も豊富で諸種の便宜を有していたから選挙毎に民権党は連戦連敗を免れなかつた<sup>(15)</sup>」とあり、明治十年代後半の政党が沈静していた時代は「或る意味からいへば官僚派の全盛時代<sup>(16)</sup>」であつたのである。右のような状況を一気に突き破つたのが、明治二一年七月から八月にかけての後藤象二郎の来弘と無神経事件の勃発であつた。この二つの事件は、「実に警鐘の如く県民の耳朵を打って奮起せしめた<sup>(17)</sup>」ほどの影響であり、明治二一年時の顕彰運動との関連が興味深く思われるのであるが、遺憾ながらそれが何月に行

われたものであるかを確認することができず、両者の関連を追及できない。義民顕彰運動の時期が、反政府的運動の導火線に火を付けた二つの事件の前であるか後であるかによって、顕彰運動の意味も変わってくると思われるのである。

(ロ)顕彰計画の中心人物と『下調之件々』の内容

『下調之件々』に次のような記述がある。

一、発起人ノ頭取タル人ハ第一番ニ金円ヲイタサザレバ人ニ疑念ヲ

(不明) 必此事早ク成就セザルベシ因テ鬼沢村中シテ先何拾何円

ヲ出シ其人名ヲ記ス其不足金ヲ取東ヌルヲ第一ノ専務トスベシ

(引用者註)

この記述から、民次郎の出身地である鬼沢村の人々が、「発起人ノ頭取」であつたことがわかる。では鬼沢村の誰が中心人物であつたのだろうか。前掲の須藤水甫編『義人藤田民次郎伝』の六八頁に、「建設計画の発起人は鬼沢の鳴海征吉、小山平作、奈良宇作氏等の有志の外に、南郡浪岡の阿部政太郎氏等当時の有力者があり、」との記述が見られる<sup>(18)</sup>。ここではこの四人の人物について調べてみた。鳴海征吉氏、小山平作氏、奈良宇作氏はいずれも当時の裾野村の人々である。残念ながら明治一六〜二一年当時のこれらの人物に関する史料を見つける事ができなかったのであるが、唯一わかつた事は当時の年齢であつた。明治一六年二月時点で、鳴海征吉氏、二十才、小山平作氏、十か十一才、奈良宇作氏、二十六才であつた<sup>(19)</sup>。三人とも一家の大黒柱と言うには若すぎる年齢であるが、この点については、当時のそれぞれの家、特に小山家や奈良家については、村落内でもかなりの有力家であつたことを付言しなければならぬ

らう。<sup>(21)</sup> 発起人として名前の挙っている人々の年齢は右のようであったが、この年齢は処刑時の民次郎が二十代であった(伝承では)事を考え合せらるならば興味深いであろう。

次に南郡浪岡の阿部政太郎氏について調べたのであるが、それを調べてみると、今回の義民顕彰運動の性格が見えてくるような非常に興味深いことに出会った。阿部政太郎氏は明治一九年から二三年まで県会議員を務めた政治家であり、しかもその立場は「穩健着実なる保守漸進の主義」<sup>(22)</sup> 持った保守主義者であった。明治一三年に阿部氏が中心となって組織した政党である一心社に関する談話の中で、自ら「余等は国会開設運動を喜ばなかった。といふのは自分達は殆んど先天的に忠君愛国の主義思想に養はれ来り其の頭脳は保守的に堅まり居たから：(中略)：併しながら日本には日本の国情あり、其の制度に改むるとしても所謂欽定憲法たるべく人民より當然の権利として要求すべき者でない。」<sup>(23)</sup>と述べている事からもその立場は明らかであろう。つまり阿部氏は思想的立場から言えば、百姓一揆などの「下から」要求する民衆運動を最も忌み嫌う立場にいる人物なのである。尚、阿部氏は明治一六年当時、二十四才であったことも付け加えておきたい。

これまでの人物の他に『下調之件々』の執筆に深く関わっていると思われる人物に、下沢保躬という人がいる。<sup>(24)</sup> この人物は、徴祿の藩士から身を起し、後に「弘前の代表的な国学者・歌人・史学家」<sup>(26)</sup>と言われるに至った。旧藩主の命による地方修史の編集などの業績があり、津軽藩となじみの深い人物であった事をここでは注目したい。

以上の義民顕彰運動の中心人物の立場等の考察を考慮に入れて、顕彰

計画書である『下調之件々』の内容をしてみるに、その内容に一貫して、為政者(藩主)への配慮、という特徴のある事に気付く。「此時之上様上仙院公越中守寧親公と奉申上候賢明寛仁之君ニましくて」と直接藩主の仁君ぶりを称える美辞麗句が並べ立てられている記述もあるが、例えば、一揆勃発の原因について、つまり何故に民衆が一揆を起したのか、或いは起さざるを得なかったのか、という点への言及については、この計画書が全体的には詳細な内容を備えているにもかかわらず、一言の記載もない、という興味深い点が指摘できる。つまり、一揆の原因に触れるならば、当時の幕府と藩の政策であった蝦夷地警固への言及が避けられず、その事が一揆時の藩政・為政者批判と促えられるのを回避したからであろう。一揆後の状況についても、「其後民百姓の願事は凡て早速何儀に寄らず御沙汰に相成申候」と仁政的な世界が回復されたという記載があり、ここでも藩主への気遣いが看取できるのである。民次郎に対する評価についても興味深い。人物像については、「性質信実剛強にて仮にもあしき事致候事無之人物」と賛辞を惜しんでいないが、歴史上でお上に反逆した人物、例えば藤原純友や源義経らと民次郎が対比されている箇所で、「民次郎ハ一国民之困窮之事件哀願ニ出候迄にて御座候は悪意悪謀ハ露斗も無之候へ共御国禁之条々を不相守大勢之人々引まとひ御城下迄罷上り候儀ハ上様へ奉対無此上無調法故ニ御座候是は必竟また人智未開之時代にて然も下情け上達せざる事を人民共強く上達せんとの一途の過誤に出でたる事」(点執筆者)とあり、民次郎の行動に至るまでの動機は評価しているが、行動そのもの、すなわち強訴徒党という「御国禁」を犯した民次郎については、「上様へ奉対無此上無調法」と明記して

いるのである。強訴徒党の禁止、という幕藩体制下の民衆が内面化したいた規律を強調することにより、「お上」に桶突くことを否定しようという支配者の論理がそこから読み取れるのである。

これまで見てきた『下調之件々』の内容は、特に保守政治家と、旧藩主に関わりの深い国学者の立場をより強く反映した特徴を備えていると思われるのである。

い) 今回の顕彰運動の意味

『下調之件々』に次のような記載がある。

是迄七十余年間上様之御刑法に上様を憚り奉り同人の墓石又靈魂祭祀等も不仕候故其靈時機に寄り崇りをなす事不少候必竟は各村之數千万之為方二落命候処また一向報恩謝徳之驗相立不申故尤之次第と奉存候事

ここには、地元の大多数の人々にとつての今回の顕彰運動が持つ意味が集約的に語られていると思われる。鎮魂、という目的であつたからこそ、立場上の利害を超えて「鬼沢村中」の人々の意向にも合致し得たと思ふのである。

さて、今回の碑石建立運動も結局は実現せず終つたのであるが、発起人に阿部政太郎氏という有力政治家が加わつた事により、「全県的な事業」としようとの相談も進んだ」(前掲『義人藤田民次郎伝』六八頁)ほどであるから、かなり広範囲な人々に義民次郎の存在、そしてその事績を知らしめたと思われる。また、発起人の一人である鳴海証吉氏が、「この計画のために、わざわざ旧藩主承昭公におあいし、建碑の計画を話し、お許しを得た―旧藩主に強訴したことのおわびして―」(『義人

藤田民次郎伝』六九頁)という事や、『下調之件々』の「建立之時ハ戸長へ建立之村々発起人中より届書差出夫々郡役所迄差出候へバ宜き旨」などの極めて具体的な内容からも、今回の顕彰運動の規模の大きさや、計画に対する意気込みの程を感じとることができるのである。かなり盛り上つたと思われるこの計画の実現を妨げた「色々の事情」(『義人藤田民次郎伝』六九頁)の何であるかが興味を引かれる所であるが、凶作等による経済的事情も大きな原因になつていたのであろう。<sup>(27)</sup>

計画倒れに終つたとは言え、今回の顕彰運動により、義民次郎の名は初めて故郷鬼沢を越えたものと思われる。そして、その契機には保守政治家の参加による政治力があつたことは想像に難くない。明治一六年から二一年頃までの保守派全盛時代という政治的背景や、前述の青森県の自由民権運動の特質―穩健な民権思想を掲げた結社が支配的であつたこと―を合わせて、今回の顕彰運動の意味とその影響を考えるならば、明治一六年二月時のそれは、明らかに保守派の運動としての意味を持つていた。二一年時については、その時期が明らかでないため、七・八月の民権派台頭の事件との関連も不透明であるが、いずれにせよその運動が、民権派に対抗する保守派の運動としての意味を持つて展開されてきたことは間違いないだろう。そして、そのような政治的な事情が、顕彰碑建立という目標が実現間近にして結局中止になつてしまつたことの大の理由ではなからうか。

底辺で運動を担つていた地元鬼沢村の人々にとつては、「崇りをなす事不少」なので、民次郎の霊を鎮魂してやろうという事が、第一義的な意味を持つていたと思われるが、結局この運動が民衆にとつては言わば、

意図せざる結果として政治的な意味合いを有していたのである。

#### まとめ

以上、明治一〇年代から二〇年代初めに青森県において展開された義民藤田民次郎顕彰運動について考察を進めてきた。最後に本稿のまとめとして、これまでの考察・検討で得られた結果を以下(1)～(4)に整理したい。

(1)明治期において義民藤田民次郎を顕彰しようとした時期は、明治一四年三月、そして明治一六年二月～二十一年であったが、この両時期は青森県においても義民顕彰を奨励するような空気が醸成されていたと考えられる動向がある。明治一四年の初めと、明治二十一年の中頃は青森県の自由民権運動の活況期であったからである。

(2)しかし本県の義民顕彰運動については、単純に自由民権運動との関連を云云できないと思われる。と言うのは、青森県の民権運動が急進的・革命的傾向とは正反対の「穏健なる民権自由説」を一貫して標榜した共同会を核として展開されていたからであり、その政治理念の中に義民顕彰運動との思想的な「親縁関係」が見出せないからである。

(3)明治一四年の顕彰計画は、民次郎の出生地に鎮座する鬼神社の社掌久保連氏が発起人となつての初めての計画であった。民次郎が鬼神社に因縁のある人物であり、しかも未だ供養すら行われていないという事が、今回の計画の動機であつたと思われ、そのような意味で政治的な意図はなかつたと思われる。しかし、当時の自由民権運動活況期の中で、藩政

批判を含んだ計画書による顕彰運動は、久保氏の意図を超えたところで、政治的な効果を持つ可能性があつたのではないか。と言うのは、今回の計画が未然に中止されたことの理由と、二年後に極めて藩主に好意的な内容の計画書による運動が起つたことを考え合わせれば、そのような可能性を危惧して今回の計画を中止させようとした人々の存在が想像されるからである。

(4)明治一六～二十一年の顕彰運動は、一言で言えば、「鬼沢の民次郎」から「津軽の義民次郎」へ、という位置付けを与えようとするものであり、この飛躍が典型的な保守政治家の参加によつてもたらされたことは、青森県の義民顕彰運動を象徴しているだろう。計画書の内容も、一貫して藩主への配慮が読み取れるなど、保守政治家の立場を強く反映したものになっている。明治一六～二十一年までの青森県政は保守派全盛だったことを考えても、今回の義民顕彰運動は保守派の支持固めという効果を持つており、県内の民権派に対抗する意味を持つていたと考えられる。広範な運動を展開しながらも、顕彰碑建立などの計画が結局中止になってしまつたことも、複雑な政治的利害の対立があつた事を推測させるのである。

以上のように、明治一〇年代から二〇年代前半にかけての義民藤田民次郎顕彰運動は、中央の自由民権運動の影響―小室信介の『東洋民権百家伝』の出版など―とはほとんど関係なく、青森県における当時の政治情勢や、民権思想の地域的特色に大きく規定されて、展開そして挫折していたことがわかるのである。



- (1) 横山十四男『義民伝承の研究』(三一書房、一九八五)二九一頁
- (2) 右同、二九三頁に「各地の義民伝承の発掘と義民顕彰が、自由民権運動の一環として展開される、という状況があった」とある。また、稲葉克夫「青森県における自由民権運動」(『弘前大学国史研究』第八十四号、一九八八)には、青森県の自由民権運動の一環として、義民藤田民次郎碑建立運動が位置付けられている。しかし、このような位置付けは、当時の民権運動の状況や碑石建立の推進者、そして趣旨状の内容などの分析を経た上で行われなければならないと考ええる。
- (3) 保坂智「義民年代表(1)」、「義民年代表(2)」、「義民年代表(3)」(『塔影』一八、一九、二〇、一九八五、一九八六、一九八七)の中で、陸奥国津軽郡内で確認されているのは、藤田民次郎の一例だけである。尚、義民藤田民次郎についての先行研究は、須藤水甫編『義人藤田民次郎伝』(弘前市立中央公民館、一九六三)が総合的研究であり、また物語風に書かれたものに、高橋清一「異聞 義民藤田民次郎」(『陸奥史談』第三七号、一九六六)や、津川武一「オロシアおろし」(民衆社、一九八九)などがある。
- (4) この全文が、前掲『義人藤田民次郎伝』六二、六三頁に搭載されている。
- (5) 『義人藤田民次郎伝』六八頁
- (6) 弘前大学附属図書館蔵
- (7) 小野衛士著、自一月至十二月
- (8) 鬼沢村が中津軽郡内でも特に教育熱心な地域であった(明治九年六月に小学校が設置された)ことは、『弘前市教育史』二五一頁に指摘されている。
- (9) 『青森県総覧』(東奥日報社、一九二八)五一頁
- (10) 右同、五一頁
- (11) 『義人藤田民次郎伝』の六三〜六七頁に、『鬼沢村山口民次郎氏之慰魂報徳之碑石建立之主意之条々』という史料が記載されているが、右の史料は、本史料の清書であると思われる。したがって、わずかな語句の違いはあるものの、ほとんど同文である。また、ここで民次郎の苗字が「山口」になっているが、それについては『義人藤田民次郎伝』六頁に、その誤りである事が記されている。
- (12) そもそもは鳴海征吉氏が持っていたものを、甥の鳴海正美氏が受け取り、それを鳴海純三氏が譲り受けたものであると言う。
- (13) (15) 前掲『青森県総覧』五八頁
- (16) (17) 右同、五九頁
- (18) 編者の須藤氏は、この箇所の記述を何らかの史料に拠ったものと思われるが、それを確認できなかった。しかし、鳴海征吉氏が発起人であった事は確かであり、また碑文の記された史料が小山宅に保管されている事などからも、小山平作氏もその一人であった事が予想され、この記述が信頼できるものと考えられる。
- (19) 鳴海氏と奈良氏については、現鳴海純三宅と奈良雅之宅の戸籍謄本より、小山氏については、弘前市にある藤先寺の過去帳より、それぞれ計算したものである。

(20) 特に小山平作氏の年齢が若すぎると思われるが、須藤水甫編『裾野地区郷土史』（一九六三、鳴海純三氏所蔵）の六四頁に、「明治廿一年小山平作・鳴海征吉氏等発起人となり民次郎の碑を建立せんと謀り…」とあることから、小山氏が明治二十一年の時点から発起人に加った事も考えられる。

(21) 小山平作氏の父平吉氏は、明治六年に鬼沢村の組頭（小山秀雄氏所蔵文書より）を務めており、明治二十二年には裾野村の助役（『裾野地区郷土史』七頁より）になっている。奈良家については、宇作氏の父や祖父の戒名に、院号や院殿号が見られる事から相当の有力者であった事が推測される。尚、鳴海征吉氏については、氏の祖父忠三郎が一揆当時に主謀者の一人として処罰されているという事情から、顕彰計画の発起人となつたのではなからうか。

(22) 『青森県議会史 自明治元年至明治二十三年』（青森県議会史編纂委員会編、一九六二）八一―八頁

(23) 『青森県総覧』五二頁

(24) 右同、五一頁

(25) 『義人藤田民次郎伝』一頁より

(26) 森山泰太郎「閑雲手簡（一）」、『陸奥史談』三十一、一九六一―一六頁

(27) 明治一六年と一七年は凶作であり、一八年に至つては「農民生活は底をつくことになつた」（『青森県労働運動史』第一巻、青森県民生労働部労働政課、一九六九、六二頁）とある。

附記 本稿は平成元年度に弘前大学人文学部（長谷川成一教授）に提出した卒業論文の一部に、大幅に加筆・訂正したものである。また、度々の調査依頼に快く応じて下さつた鳴海純三氏・須藤晃由氏始め、小山秀雄氏・須藤淀吉氏ら弘前市大字鬼沢の多数の方々から謝意を申し上げます。

（早稲田大学研修生）